

おしらせHOTコーナー 案内

おしらせ HOT コーナー



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した
内容が聞き取れなかった
場合、再度聞き直せます
(定時放送を除く)。通話
料は無料です。



八潮市議会定例会の傍聴

令和元年第4回八潮市議会定例会を12月19日まで開会しています。
一般質問日 12月16日(月) 18日(水)
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと
定各日42人(当日先着順)
協議事項調査課 ☎277

会議の開催

●第4回市民活動推進委員会の傍聴
日12月19日(木) 午後2時
場やしお生涯学習館セミナー室1

コンビニ交付サービスの一時利用停止

システムメンテナンス作業のため、証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。
日12月29日(日)～令和2年1月3日(金)
問住民票・印鑑証明・戸籍関連＝市民課 ☎210、課税所得証明・非課税証明関連＝市民税課 ☎206

災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定

11月20日(水)、八潮市と埼玉土建一般労働組合八潮支部は「災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定」を締結しました。
この協定は、八潮市域で地震、風水害等による大規模災害が発生し、住家等に被害が発生した場合において、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理を迅速に実施することを目的とするものです。
問危機管理防災課 ☎305

内提言書の内容などについて

定10人(当日先着順)
問市民協働推進課 ☎465
●第42回八潮市まちづくり・景観推進会議の傍聴
日12月26日(木) 午前10時
場八潮メッセ会議室1・2
内草加都市計画区域区分の変更について(諮問)
定10人(当日先着順)
問開発建築課 ☎322

コミュニティセンターの臨時休館

館内清掃のため、休館します。
日12月22日(日)
問コミュニティセンター ☎936・0507

令和元年度第2回入学準備金貸付

高校・専修学校・大学に入学することが確実な方の保護者で、入学費用の支払いが困難な方に、無利子でお貸しします。
相談は無料、秘密は固く守られます。
日12月12日(木) 午前10時～午後4時

八潮市特別人権相談所開設

相談は無料、秘密は固く守られます。
日12月12日(木) 午前10時～午後4時

令和元年度第2回入学準備金貸付

高校・専修学校・大学に入学することが確実な方の保護者で、入学費用の支払いが困難な方に、無利子でお貸しします。
相談は無料、秘密は固く守られます。
日12月12日(木) 午前10時～午後4時

平成32年度建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務の競争入札参加資格審査申請受付(追加受付)

登録期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
●新規申請は令和2年1月6日から17日まで、追加申請は令和2年1月6日から24日までに、申請書類を郵送で共同受付窓口(県入札審査課)へ※消印有効。持参不可。市の窓口では受付しませんのでご注意ください。
※詳しくは、県ホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kouji3132/tuka-top.html)をご覧ください。

家計調査

総務省統計局では、都道府県を通じて毎月「家計調査」を実施しています。
この調査は、家計簿を一定期間記入していただくもので、国民生活における家計収支の実態を明らかにし、国の経済・社会政策を立案するための基礎資料として役立てられます。
調査の対象は、総務省が指定した市内の一部の地域で無作為に選定されます。対象となった世帯には、県知事が任命した調査員が伺いますので、回答にご協力をお願いします。
問県統計課 ☎048・830・2317

家屋調査

家屋を新築または増改築した場合、固定資産税・都市計画税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による「家屋調査」を実施しています。
調査にあたっては、家屋の内部間取り・設備などを確認しますので、ご協力をお願いします。

2020年農林業センサス

令和2年2月1日現在で、「2020年農林業センサス」が実施され

人権それは愛 知っていますか「子どもの権利条約」

問社会教育課 ☎365、人権・男女共同参画課 ☎811

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)という言葉を知ったことがあるでしょうか。世界中の全ての子どもたちが持つ権利について定めた条約で、国際連合が1990年に発効し、日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約では、主に以下の4つの権利が定められています。病気や怪我をしたら治療を受けられることなどを示した「生きる権利」、考えや信じるものの自由が守られ、自分らしく育つことができることなどを示した「育つ権利」、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られることなどを示した「守られる権利」、自由に意見を表したり、グループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなどを示した「参加する権利」です。

このように、子どもにはひとりの人間として正當に扱われる権利があります。その一方で、子どもに対する虐待がニュースなどで報じられています。子どもが健やかに成長していくためにも、私たち一人ひとりが子どもの権利を認め、大人がサポートできるような環境づくりを心がけていくことが必要ではないでしょうか。

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された1948年12月10日を記念して、毎年12月4日から10日までを人権週間と定めています。

また、県では、12月4日から10日まで「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」としています。

家計調査

また、調査を行っていない家屋、取り壊しをした家屋がありましたらご連絡ください。
問資産課 ☎302

家計調査

総務省統計局では、都道府県を通じて毎月「家計調査」を実施しています。
この調査は、家計簿を一定期間記入していただくもので、国民生活における家計収支の実態を明らかにし、国の経済・社会政策を立案するための基礎資料として役立てられます。
調査の対象は、総務省が指定した市内の一部の地域で無作為に選定されます。対象となった世帯には、県知事が任命した調査員が伺いますので、回答にご協力をお願いします。
問県統計課 ☎048・830・2317

交通安全被害者の「家族へ」

問企画経営課 ☎233

交通安全被害者の「家族へ」

問県内在住で、平成13年4月2日以降に生まれた交通遺児等
※交通遺児等＝交通事故(陸海空すべての交通機関の運行により生じた事故)により死亡または重い障がいを負った保護者に養育されている方
給付額 子ども1人につき10万円
給付時期 令和2年5月上旬
※4月末までに給付決定通知書を送付

特定健診受診後の健康相談会

問保健センター ☎995・3381

交通安全被害者の「家族へ」

問企画経営課 ☎233

交通安全被害者の「家族へ」

問県内在住で、平成13年4月2日以降に生まれた交通遺児等
※交通遺児等＝交通事故(陸海空すべての交通機関の運行により生じた事故)により死亡または重い障がいを負った保護者に養育されている方
給付額 子ども1人につき10万円
給付時期 令和2年5月上旬
※4月末までに給付決定通知書を送付

特定健診受診後の健康相談会

問保健センター ☎995・3381

交通安全被害者の「家族へ」

問県内在住で、平成13年4月2日以降に生まれた交通遺児等
※交通遺児等＝交通事故(陸海空すべての交通機関の運行により生じた事故)により死亡または重い障がいを負った保護者に養育されている方
給付額 子ども1人につき10万円
給付時期 令和2年5月上旬
※4月末までに給付決定通知書を送付

特定健診受診後の健康相談会

問保健センター ☎995・3381